

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和3年3月10日(水) 午前10時～午前11時4分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 関戸郁文 副委員長 谷平敬子 委員 片岡健一郎
委員 水野忠三 委員 宮川 隆 委員 堀 巖
委員 榊谷規子

説明者 総務部長中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍、建設部専門監 中野正明
秘書企画課長 伊藤新治、同主幹 加藤淳、同主幹兼市制50周年推進担当 小出健二、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、環境保全課長 隅田昌輝、同主幹兼清掃事務所長 佐野隆、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、企業立地推進室主幹 岡茂雄、上下水道課長 秋田伸裕、同統括主査 大徳康司、消防本部総務課長兼防災コミュニティセンター長 加藤正人、同主幹 川松元包、同統括主査 伊藤孝夫、消防本部消防署長 伊藤真澄

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

| 議案番号 | 事件名 | 採決結果 |
|--------|--|--------------|
| 議案第7号 | 岩倉市行政評価委員会条例の制定について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第8号 | 岩倉市環境基本計画検討委員会条例の制定について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第9号 | 岩倉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第10号 | 岩倉市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第11号 | 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第19号 | 岩倉市火災予防条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第35号 | 財産の譲渡について | 全員賛成 原案可決 |

| | | |
|----------|----------------------|--------------|
| 議案第 36 号 | 災害対応特殊救急自動車の購入契約について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第 38 号 | 公の施設の指定管理者の指定について | 全員賛成 原案可決 |

◎委員長（関戸郁文君） ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案9件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審議に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

まずもって、本日交通安全街頭指導で、皆さん寒い中ありがとうございます。前にもお伝えしましたが、私ども感謝して車で回っておりますので、一応窓を全開にして寒さを味わいながらやっておりますので、よろしくをお願いします。

今回も幾つか議案のほうを出ささせていただいております。本会議でも質疑いただきましたけれども、本日グループ長含め出席しておりますので、御質問に答えてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

◎委員長（関戸郁文君） よろしくをお願いいたします。

それでは審査に入ります。

初めに、議案第7号「岩倉市行政評価委員会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 質問させていただきます。

本条例案の7条2項に委員会の会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない、半数以上の出席という規定などがございます。それで、この出席という言葉に関わることでございますが、コロナ禍の中でということに限定するわけではありませんが、将来的にリモート開催、ZoomやGoogle Meetやいろいろなやつがあると思いますが、例えばオンラインで、リモートで出席をするということ、それがまず可能なかどうかということと、この条例の文言の解釈、その出席という言葉の解釈になるかと思うんですけども、この条例を改正しなくてもそういうのが可能なのか、あるいは条例の改正も必要なのか、そういうことで2段階でお伺いをしたいと思います。

1段階目は、できるできないとか、するしないとか、するつもりがあるか

ないかというレベルと、それから2段目はその条例改正の必要性の有無、それをお伺いしたいと思います。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） ちょっと順番は逆になるかもしれませんが、この条例案でリモート会議による開催も可能であると考えております。

2つ目は、リモートによる会議の開催につきましては、制度面では実施することは可能と考えておりますが、今年度も新型コロナウイルス感染症に考慮し、対策を取りながら会議を実施してまいりましたので、リモート会議を実施する予定はしておりません。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、2点お伺いします。

まず1点目です。委員会の人数についてお伺いします。

地方自治法のほうでは附属機関の人数というのは特にうたっていないと思われるんですけども、本委員会の定数は10人以内で組織するというふうにあります。この10人の根拠というか、10人にした理由などがありましたらお聞かせください。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 今回の委員会の委員の人数につきましては、例えば次に出てくる環境基本計画検討委員会では14人としております。今回、ここの行政評価委員会は10人としておりますが、やはりそれぞれ会議の内容によって適正な人数は異なってくると考えています。

この行政評価委員会につきましては、平成30年度に設置いたしました行政評価有識者会議で本市に適した行政評価の在り方について、他市町の事例や本市の状況を踏まえて有識者と意見交換する中で、人数があまり多いと委員一人ごとの発言機会が減るということもあって、10人以内が適当ではないかといった御意見もいただいたことから10人以内とさせていただいております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

もう一点お伺いします。本委員会は、第5次総合計画、一番最上位の計画の評価も含まれております。当局がこの委員会に期待するところを少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 私どもが本行政評価委員会に期待することとしては、総合計画の進捗を評価する組織として、この委員会を初めて設置するものです。新たな行政評価制度では一般的ではありませんが、総合計画の進捗を管理すること、市民に対する行政の説明責任の徹底、市民の視点に立った効率的で質の高い行政の実現、行政の透明性の向上を図ることなど、4つを目的とする予定としております。特に、市民の視点に立った効率的で質の高い行政の実現のため、市民、事業者、有識者などで組織しますこの行政評価委員会により、市民目線での評価を行うことで市民意見を施策や事業

に反映し、市民本意の事業展開を図ることができるものと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 本会議でも委員の10人の4条の(5)までの中で、こういった人たちが何人ぐらいという質疑があったと思うんですが、市民の代表者の中で市民登録されている方、公募も考えているということをおっしゃったと思うんですが、公募はどのように行われるのでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） この市民の代表者につきましては本会議でもお答えしておりますが、現在のところ3名を予定しております。内訳としましては、公募の委員さんお一人、市民委員の登録制度の方お二人を予定しておりますが、公募につきましては、広報ですとかホームページなどを活用して募集していきたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） やはり(4)の市民活動団体の代表者というのが本会議でも質疑ありましたが、多くの200を超える市民団体の中からお一人ということなので、公募の中で選ばれた方がそういったことも反映できる委員であることを望むものですが、(2)の企業の代表者でメディア関係ということをおっしゃりましたが、金融機関や企業、メディア関係というのはどういった代表者を想定されているのでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） この行政評価委員会につきましては、第3条の第3号のところで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗の評価も所掌として担っていただく予定です。まち・ひと・しごとの現在も推進委員会というものを今年度末まで設置しておりますけれども、国のほうで産官学金労言といったキーワードで「言」というところで、マスメディア、マスコミのような方を入れて計画をつくるべきだというようなことがございまして、現在のまち・ひとでは、フリーペーパーを発行しておりますケイ・クリエイトさんという、ちょっと個別の名前になりますけど、そういった方に入っていただいております。次の委員会でそこをお願いしていくということはまだ決めておりませんが、何らかその情報を伝える側の方にも入っていただきたいということで検討しております。

◎委員（梶谷規子君） はい、分かりました。

別の質問をさせていただきます。

有識者会議で評価項目などについても議論されてきたかと思うんですが、今回は3段階評価を5段階に見直すとか、その評価項目というのが、本当にその事務事業でふさわしいのかという議論がこれまでの総合計画の中などであったと思うんですが、評価項目について有識者会議の中でどのような議論があったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 有識者会議におい

ては、現状、市のほうで考えている評価の段階であるとか、その評価の基準の表も委員の方にお示しをして議論をしております。そうした中では、これまで言われてきた中では指標が設定してありまして、取組内容とその指標、こういった部分をベースにして評価しているのかといった話もございまして、取組内容、指標がこういった数字になったときにこういった評価をつけるかというような具体的な内容も議論をさせていただいております。これについては、今年度設置する評価委員会の中にもその評価基準をお示しして、御意見をいただきながら確定をさせていくということで考えておりますので、ひとまずその1回目の会議に出すような案はおおむね内部的には調整しておる状況でございます。

◎委員（堀 巖君） やっと念願の外部評価が始まるということで期待をしているわけですがけれども、担当者としては非常に大変な実務が伴うと思います。今の評価をするということは、その事務事業、結構やっぱり細部まで知らないとなかなか評価ができないというのは、これまでも職員の中でもいろいろこの評価については非常に難しいということで、なかなか外部評価が導入できなかったということもあると思います。そうすると、やっぱり人事評価もそうですけど、今の有識者会議の中でいろんな資料を出します。今回10人の方にもやはり本当に細かい資料を提示して、マニュアルみたいな手引みたいなものをあらかじめお配りして、さっきの評価の仕方であるとか、そういうものを作成して事前に準備しないといけないと思いますけれども、そこら辺の考え方、構想、計画というのはどのようになっているのでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） まず、マニュアルといったようなものはボリュームについてまだ検討中ですがけれども、職員にとっても分かりやすく委員の方にとっても分かりやすいものというのが理想だと思いますので、そのような形で一定の資料作成はしていく予定です。また、それは評価シートそのものの作成も、その見やすさ、分かりやすさに関わってくると思っていますので、その辺りはそういったところをしっかりと意識した評価シートの案を今つくっているところであります。

資料については、少し本会議等でも御説明あったと思いますけれども、主要施策の成果報告書を活用しながら評価をしていくというようなお話もさせていただいておりますので、評価シート、総合計画の計画書、または主要施策の成果報告書でもって分かりやすい説明をし、評価をしていただくということで努めていきたいと思っております。

いずれにしても、令和3年度に取り組む内容からの評価のスタートということにしておりますので、令和3年度は一部その仕組みづくりも継続して行

ってスタートできるようなものとしていく予定です。

◎委員（堀 巖君） 議会も別の見方をすれば、これまでいろんな評価をしてきたわけで、その議会にとっての資料にもなるというように期待をしているんですけども、いずれにしても研修、資料をばっと渡されても、なかなか初めての方というのはそれを読みこなしてというのは、なかなか経験を積まないといけないと思います。だから、研修というものは考えていないんでしょうか、その説明をすとか。それがなくなかなか進まないし、かといって市民目線ということで、あらかじめこちらから押しつけ的な固定概念を植え付けてしまってもいけないと思いますので、そこら辺のバランス感覚というのは難しいと思いますけど、やっぱり研修は必要なんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） そうですね。職員に向けても大きく制度が変わりますので、制度を固める段階でも声を聞いて担当者にとっても理解しやすい仕組みにしていきたいですし、最初に評価シートの作成を求めるときにはどれほどの時間を取れるか分かりませんが、職員に対しても説明する機会というのは検討していきたいと思います。委員会がやはり一番大変になると思います。初回ときには、しっかりと1年間は制度をつくるころの意見もいただけるので、最初の委員の方については、一定理解をしていただくために準備時間を割けるかなと思います。もちろん2年目、評価をスタートするときには、そうしたマニュアル等に沿って分かりやすく説明していくことを心がけたいと思っています。委員さんに対して研修という言い方ではやらないと思いますけれども、1回目の会議で一定の時間を割いて、制度そのものを分かっていたくような時間はつくっていききたいと思っています。

◎委員（堀 巖君） 別の質問ですけども、第4条の市民活動団体の代表者、さっき榎谷委員が聞かれましたが、本会議の答弁では評価するのにふさわしい団体で公募は考えていないという、いわゆる一本釣りです。ふさわしい団体というのが一体どれだけあるのか、選択肢があるのかというのをちょっと教えてください。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 選択肢はあると思っています。一つの団体で今決めているわけではないので、選択肢はあるというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） ちょっと具体的に答えにくいかもしれませんが、例えばどんな団体が評価にふさわしい市民活動団体というふうに考えてみえるんでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） もちろん広く活動をされているところ、もしくはそういった団体とお付き合いのあるところという視点は必要だと思っておりますので、そうしたところの中から選択をさせていただくといえますか、こちらは選択するという立場になり得るかどうかというところもありますけれども、相手方の御意向等もありますので、そうしたところで調整していきたいと思っております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第7号「岩倉市行政評価委員会条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第7号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号「岩倉市環境基本計画検討委員会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明会はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 前の議案第7号とほぼ同趣旨の質問ですが、担当課が違うので念のためお伺いをしたいと思います。

この条例案におきましても、7条2項で委員の半数以上の出席云々という規定などがございます。この出席というのはリモート開催を含むのかどうか、リモート開催、オンラインとかZ o o mで会議とか、そういうのをする場合に条例改正の必要があるかないか。

それから、あと2段階目としては、開催する予定、開催したいとか、将来的に検討したいとか、そういうことがあるかどうか、それをお伺いしたいと思います。

そして、そのことでちょっとこじつけのように感じられる方もいるかもしれないんですけども、行政評価委員会条例と環境基本計画検討委員会条例、この条例案を見比べていただきたいんですが、例えば、行政評価委員会条例の第6条3項に、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときの規定がございます。これは環境基本計画検討委員会条例のほうは同じく6条3項に、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときということで、委員長について事故とか欠けたときの規定がございます。それに対して、行政評価委員会の条例のほうの5条2項には、委員が欠けた場合の規定がございますが、環境基本計画検討委員会条例のところには、第5条にそれに相当する委員が欠けた場合の規定がございません。したがって、この環境基本計画検討委員会条例のほうは、そもそも委員が欠けた場合を想定はされていないということでございます。これは、委員会の構成とか、性格などが違うので一概には言えないかもしれませんが、委員が欠けることを想定しないということは、やはりこれはZoomとかオンラインとか、そういう会議の必要性がこちらの第8号のほうが高いのではないかと思うんですが、その点も含めて御回答をお願いしたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 御質問いただきました取扱いにつきましては、リモート会議は先ほど秘書企画課長がお答えしたとおり、リモート開催というのは特に想定をしていないという状況でございます。

それから、委員が欠けた場合の取扱いについてでございますが、特に前の7号と比較をしたわけではございませんので、何ともお答えしづらいところはありますけれども、特に議案第7号と取扱いが変わって、リモート会議について想定してとか想定しないとかといった、そういった考え方を試行した上でこういう条文にしたという取扱いとはなっていないので、第7号と変わらない取扱いになるというふうに考えております。

◎総務部長（中村定秋君） どうして行政評価委員会条例のほうには欠けたときの規定があって、環境基本計画のほうがないかといいますと、この委員の任期の終点の話をしているんですね。行政評価委員会は、委員が欠けたときに新しい委員を選任したときに、その人が2年なのか、それともほかの委員と合わせるのかという意味で、ここは欠けたときには前任者の残任期間とするという規定が必要なんですけれども、環境基本計画は、任期は任務が終了するまでというふうになっているものですから、もし委員が欠けて新しい

委員が入ったとしても、その人の終わりはもう決まっているものですから、そういう違いがあって、この条例で欠けた場合の取扱いが書いてある書いていないというところで御理解いただければと思います。

◎委員（梶谷規子君） 第4条の委員についてお聞きします。

本会議でも説明があったところですが、(1)の識見を有する者が大学の先生と、もう一人が本会議でちょっと聞き取れなかったもので、どういった人なのかお聞かせください。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 識見を有する者という想定では、今現在4人の方を想定しております。先ほど本会議でお話があったというお話で、部長のほうから答弁させていただいた方、大学教授の方がお一人と、もう一人学識経験者ということで、尾張西部生態系ネットワーク協議会の会長をしてみえる方なんですけれども、この方は大学で講師も務めてみえるということで、第1級ビオトープ計画管理士をお持ちの先生ということで、岩倉市の都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会の委員をしてみえる長谷川明子先生を一応今のところは想定しております。

◎委員（堀 巖君） ごめんなさい。4人のということなので、あと2人は。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） すみません。4人ということで説明を飛ばしてしまいました。

あと2人につきましては、愛知県の尾張県民事務所の環境保全課長、これは前回の一番最初の環境基本計画のときも入っていただいているんですけれども、この地域を担当する県の課長という形になりますので、その方から御助言をいただくという形になっています。もう一人は、こちらは人はまだ決まってはいないんですけれども、岩倉市の校長会から御推薦いただくということで話を進めさせていただいております。

◎委員（堀 巖君） 今の第4条第2項、第3号、第4号の関係です。本会議では、関係団体の代表者というのは、まずどこの団体なんでしょうか。その団体というのは、市民活動団体ではないということなんでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） そのとおりです。関係団体というのは、環境行政に関わっていただいている2つの組織の中から想定をしております。1つは、岩倉市の環境委員会と、もう一つは岩倉市の廃棄物減量等推進協議会の会長さんです。両会の会長さんを今想定しております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 同じく4条の委員のことですが、市民の代表者がやはり公募と市民登録されている方ということで言われましたが、公募はどの

ように選定されていくのでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 市民の代表者ということで、こちらも3名の方を予定しております。1名の方は、市民登録をしていただいている方から1名選ばせていただきまして、あと2名は公募になるんですけども、こちらは秘書企画課と同じように広報紙や市のホームページを使って公募をかけたいというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 公募する場合は、こちらのホームページや広報で公募されるんですが、どのような選定の仕方ということでお聞きしたいんですが。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 選定の仕方に関しては、環境行政、それから環境保全に関心のある方が望ましいと考えておりますので、そういった方の中から選定をさせていただきたいと思っております。

◎委員（梶谷規子君） 作文を書きいただくとか、面接をするとか、そういった具体的な選定の仕方もお聞きしたいんですが。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 公募をして応募していただく際に、面接というほどではないですけど、申込みみたいな用紙に本人さんの環境基本計画の検討委員会へ応募するに当たっての一言か二言ぐらひは書いていただく欄を設けたいと思うので、それを書きいただいて判断させていただくということになります。

◎委員（堀 巖君） さっきの行政評価委員会条例の片岡委員の質問で10人の根拠、そして今回14人ということで、業務量とか、その業務の内容からすると、僕は行政評価委員会のほうが幅広いと思うし、なかなか難しい面も多いと思うんですね。全体的な考え方として、会議を何か決めるときには7人がいいのではないかという、そういう研究があると思いますけど、例えば14人の会議体の中で、例えば分科会を設けるとかね、分担をするとか、そういう工夫であるとか、片や行政評価のほうは10人でやるのかどうなのかという、そういう組織の定数の在り方というのは、全体的にどのように考えて決められたのかということはあるのでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） 市全体でこの委員会を設置するときに何人かという基準は特に設けておりませんので、それぞれやっぱり個別になると思うんですけども、例えばこれまで行政経営プラン推進委員会があって、その流れをくんで行政評価委員会があったりとか、そういったところもありますので、一概に14が多いとか10が少ないとかということについては、すみません、基準については持っていないということでございます。個別に検討しているということです。

◎委員（堀 巖君） じゃあ、改めて個別にということ、14人ということで、なかなか結構大所帯の組織だというふうに思いますけれども、そこら辺の工夫というのはどのようにお考えですか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 先ほどお話がありましたとおり、特に分けて御議論いただくということについては、今のところ想定はしていません。

ただ、14人というのは、前回の環境基本計画をおつくりいただいたときも14人のメンバーでスムーズな御意見交換がいただけたといったこともございますし、環境基本計画については、基本方針が多岐にわたって地球温暖化だとか、循環型社会の構築だとか、生物多様性だとか、いろんなチャンネルがあるものですから、その議論についていろんな御意見がいただける方という視点で委員の方を選んだということがございます。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第8号「岩倉市環境基本計画検討委員会条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第8号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号「岩倉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第9号「岩倉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、
賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第9号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと
決しました。

続きまして、議案第10号「岩倉市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改
正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 本会議で様式第1のほうの宣誓書について質問をし
ましたけれども、様式第2のほうです。これは多分、押印の廃止の関係なの
で、それ以外のことについては特に見直しとかは考えていなかったと思うん
ですけれども、その点についていかがでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 本会議の中でもお答えしましたが、様式第
1につきましても、2についても昭和26年に国から出された準則を基本にや
っておりますが、例規の中では、例えば及びが平仮名に前はなっていたのを
漢字にした。点を取ったり、そういう例規的な修正はいたしております。

◎委員（堀 巖君） 様式第2のほうで、ちょっとこの文章なんですけれ
ども、日本国憲法及び法律を遵守しとあります。次に命令というのが来てい
ます。憲法、法律、その次は条例、規則というので、命令というのがその間
に来ているという理由について教えてください。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） 今、命令という形になりましたが、こち
らも本会議のほうで総務部長から答弁させていただきました。こちらが職員

のサービスの宣誓に関する条例案というのが昭和26年に示されておりまして、そこでこちらの様式2についても、実際、市町村の消防職員を対象にということを示されておりまして。こちらの命令という文言についても、こちらが命令、条例、規則及び規定というふうにあのほうは書かれておりましたので、こちらのほうを引用させていただいている形になります。

◎委員（堀 巖君） だから、普通一般的に言うと、憲法、法律、その次は条例というのが私の順序なんですけれども、そこに消防という特異な職務であるからこそ、命令というのが条例より先に書かれているというふうな解釈をするのかなという疑問なんですけれども、そこら辺については調べたことはないでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） その順序については、調べたことはありません。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第10号「岩倉市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。
採決の結果、議案第10号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。
当局の説明はいかがいたしましょうか。
〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎副委員長（谷平敬子君） 報酬のところでは日額7,450円とあるんですけども、これは1時間でもこの金額なんですか。

◎秘書企画課主幹（加藤 淳君） こちらの条例の第1条の第1項のところでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬は別表のとおりとするという形になります。ただし以降で、日額7,450円という形で支給はさせていただいておりますが、職務に従事した時間が1日3時間以内の場合は日額5,000円とするという形で条例のほうは規定させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第11号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第11号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（谷平敬子君） 主な改正内容のところでは、1番で50キロワットを超える急速充電設備を野外に設ける場合にあつては、建物から3メートル以上の距離を保つというところで、岩倉市の中でこういう50キロワットを超える急速充電設備をされているところが何件あるんでしょうか。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 市内に規制対象となる急速充電設備はございません。なお、充電スタンドが設置されている事業所が市内に4事業所ありますが、全て規制対象外の普通充電設備であり、今後も急速充電設備への変更計画がないことを確認しております。

◎委員（水野忠三君） 今の谷平委員の質疑で、ちょっと自分の質問自体あんまり意味がないかなというふうに今思っているところでございますが、念のため確認をさせていただきます。

条例案の附則のほうの経過措置が定めてある附則の2条のところ、なお従前の例によるという規定がございます。この規定があると、この条例の施行の際に現に設置されて、または設置の工事が既になされているものについては旧規定が適用されるということで、理屈の上では旧規定と新规定がずっと生き残り続けることとなります。先ほどの谷平委員の質疑でもう現実的にはいいのかなと思うんですが、一応理屈の上では、経過処置とか経過期間などを設けて、その上で新规定に統一をする。旧規定を廃止するといいますが、旧規定を残さずに新规定に一本化するほうがいいのではないか。そのことをせずに旧規定が生き残るように、なお従前の例によるというふうになっているのはどうかということをお伺いしたいと思います。一応、理屈の上での話と、実際岩倉市での話と両方お願いしたいと思います。

◎消防本部総務課統括主査（伊藤孝夫君） 経過措置につきましては、基本的には法の不遡及の原則、これによるところだなというふうに考えておるところですが、先ほど課長のほうからもお話しさせていただきましたとおり、条例で規制対象とする急速充電設備は現在市内にないということ。普通充電設備を設置している事業所が4事業所ほどございまして、今後これを急速充電設備に変更していく計画等はあるのかなのかということも確認をさせていただいておる中で、今後もその計画は今のところないよというところがございます。新しい規定、元の規定をというところに関しては、直接は関与するところではないのかなと、このように現在のところは考えているところでございます。

◎委員（榎谷規子君） 市内には急速充電設備が今はないということですから、50キロワットから200キロワットまでに拡大ということでも、市内にはそういう事業所は当たらないということを確認させていただいたところですが、近隣市町、この周辺ではそういった事業所はどうなんでしょうか。

◎消防本部総務課統括主査（伊藤孝夫君） 近隣の状況ということですが、県内においても、急速充電設備は設置されている場所というのは幾

つも確認はできております。そうした中で、自治体が設置してという部分も幾つかございますが、やはり数的なものを見ますと、基本的には普通充電設備のほうが圧倒的に多いなという設置状況というふうになっておるのが現状です。

◎委員（榊谷規子君） 普通充電設備が多いということですが、近隣に急速充電設備の施設が分かる範囲であれば教えていただけないでしょうか。

◎消防本部総務課統括主査（伊藤孝夫君） 近隣でいいますと、例えば江南市さんは急速充電設備は8基、小牧市さんでは9基、犬山市さんでは2基という設置状況になっております。

◎委員（堀 巖君） ちょっと教えてください。市役所も電気自動車を持っていて、それを導入したときには災害に使えるという触れ込みで前片岡市長のときにあったと思うんですけども、そういう意味で、災害が起きたときはやっぱり急速充電のほうがメリットがあるのではないかというふうに考えるんですけど、そういった点で市役所の設備として急速充電を推進していくというようなことは今は考えていないのでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 市役所で、先ほどからお話がありますように、普通充電設備を充電用で6つのコンセントを所持しておりますけれども、現在のところ急速充電設備は市役所に設置するという予定はございません。お願いします。

◎委員（堀 巖君） 多分そうだと思うんですけど、どのぐらい時間が変わって、やっぱり災害のときにはそっちのほうが有利じゃないかというのは、例えば災害・防災系の部署とか、市役所全体で行政課以外にそういった議論がなされたことは今までないのでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） 急速充電設備が使えるということは、停電していないということですので、バッテリーは停電したときに有効なものですから、あんまりそういう議論をしたことがないです。

◎委員（堀 巖君） 市役所の蓄電装置というのは、この急速充電には使えないということですか。

〔発言する者あり〕

◎委員（堀 巖君） 市役所の普通充電だけど、もし停電、止まったときに仮の無停電装置が働いて、それでこの車の充電には使えないということなんではないでしょうか。業務系のところにしか使えないということでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） 非常用発電装置はありますけれども、それは車の電源の供給のところには給電しないものですから、使えないということです。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第19号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第19号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第35号「財産の譲渡について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） 財産の譲渡ということで、ここ一帯がずっと企業が入るということで、五条川沿いから北に向かうところの道路が全然塞がれてしまうということになるわけなんです、ということは、地元の方たちの意見として、五条川沿いを散策、ウォーキングなどをして、また自宅に戻るときに、この企業団地の中の道路がもう横断できないということで、愛北クリーンセンターの前の東側の道路などしか、うんと遠くの東側の道路しかないということで非常に不便だという声を聞くんですが、今、愛北クリーンセンターの前の道路というのは、非常に車も多くて歩道の整備がされていない状況なんです、あの道路の歩道の整備など、今後早急に必要じゃないかと思うわけなんです、そういった点でお考えをお聞かせいただきたいと思うんですが、お願いします。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） まず最初の御質問につきましては、こちらはもう企業団地として整備をするという位置づけをして

おります。現在も9.3ヘクタールという区域の面積ですが、企業庁のほうに事業をやっていた中では非常に面積としては狭い面積です。比較的大きい感じはしますが、企業庁として企業団地を造る中では非常に小さいということで、区割りをいろいろ考える中でも、やはりこの中に一本南北に道路を造るということは区画を割ってしまうということがございますので、そういうことは少し計画をつくる中で避けまして、東西については設置をしようという流れになります。したがって、少しこれ野寄町で事業説明会をさせていただいたときも同じような御意見は出たんですが、そちらについてはこの地域といいますか、工業団地としての位置づけという部分をぜひ御理解いただいて今整備をしております天保橋から北へ延びる岩倉西春線に歩道が通りますので、少し大回りになるんですが、そちらを通って下さいということはお答えをさせていただいたという状況でございます。

あと、今の愛北クリーンセンターの東の道路です。広瀬橋から北に向かう道路ですが、こちらにつきましては、今のこの工業団地を造るのに併せて、信光陸運が北におるんですが、歩道をつけようということで用地買収を予算にも実はこれを上げさせていただいて買わせていただくということで地元にも入らせていただいたんですが、どうしても一筆が買えません。したがって、歩道として整備をするということが非常に困難になっておるということでございますので、これはちょっと地元の方にもぜひ御協力いただいて、危ないということは皆さん認識ありますので、ぜひそういう御協力も今後地域の方に頼みながら、できれば用地を買わせていただいて歩道も整備したいというふうに考えているということです。よろしくお願いします。

◎委員長（関戸郁文君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） では、改めまして、質疑を終結いたします。

委員間討議を省略させていただきます。

では、討論に入ります。

討論はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第35号「財産の譲渡について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第35号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第36号「災害対応特殊救急自動車の購入契約について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。それでは、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第36号「災害対応特殊救急自動車の購入契約について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第36号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） この公の施設、地域の会館等については公の施設です。これは議会の中でも何回も質問してはいますが、モニタリングはしなくてもいいというところになっています。一般的に普通のみどりの家だとか生涯学習センター、総体文というのはモニタリングが必須になっていますけれども、地域の会館についてはモニタリングは必要ないという中で、やはり公の施設として有効に活用されているかどうかという視点は、たとえモニタリングという手法をしなくてもいいといっても、やっぱり執行機関、行政

側にはそういう視点が必要だというふうに思います。この八剣会館から始まって井上会館までの会館の中で、そこら辺の視点……。

〔「大市場町」と呼ぶ者あり〕

◎委員（堀 巖君） 大市場町か、ごめんなさい。大市場町のほうの中で、そういった視点でどのように評価をされたのか教えてください。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） 今回、この指定に当たりまして、区から指定管理者の指定申請書とそのほかに今年度の収支予算書、それから前年度の収支計算書を提出してもらっています。こちらの書類を審査させていただいて、適切だということで判断させていただいております。

◎委員（堀 巖君） 会館の使用状況の報告書なんかは取り寄せていないんでしょうか。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） こちらも毎年実際に使用した実績を出していただいておりますので、この指定している期間ですけど、その間はそういう活動の状況なんかも見せていただいております。

◎委員（堀 巖君） その中で、先ほど言いましたように大市場町からこの5つの施設についてなかなか有効活用、公の施設というのは市民全体の財産ですので、その財産が有効活用されているかされていないかというばらつきというのはないんでしょうか。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） 実績を見せていただいて、区の活動だとか、子ども会の活動なんかに利用されておりますので、おおむね有効に活用されているというふうに判断しております。

◎委員（堀 巖君） ちょっとざくっと大まか過ぎてよく分かりませんが、そのばらつきの範囲として、例えば年間いろんな活動事業がありますよね、地域の。部屋としてどのぐらいの稼働率でどのぐらいの基準をもって有効に活用されているかどうかという判断をすると思うんですけど、そこら辺についてのばらつきというのは、どの程度のばらつきがあるのでしょうか。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） ちょっと手元にそういった資料を今持っていませんので、そこまでの細かいことは今ここでは分かりかねます。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

◎委員（堀 巖君） 退席をお願いします。

◎委員長（関戸郁文君） では、暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

討論を閉めてよろしいですか。

[挙手する者なし]

討論はないようですので、直ちに採決いたします。

議案第38号「公の施設の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第38号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

以上で当委員会に付託された案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。